

昌子の広場

第78報

小林昌子議会情報

和泉市無所属市民派議員
小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10
 自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626
 事務所 Tel(Fax)0725-53-4451
 Email masakokob@ybb.ne.jp
 http://masako-hiroba.info/
 ホームページもご覧下さい
 yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次	
・榎尾川ダム見直し新知事に期待	P1
・大阪府市町村職員互助会終焉へ	P2-3
・新しい開発計画、昌子の広場	P4

ダム見直し新知事に期待 大阪府市町村職員互助会終焉へ

榎尾川ダムの見直し 新知事に期待

大阪府に新しい知事が誕生します。
 私たち榎尾川ダムの見直しを求める連絡会は、知事選に当たり、候補者に榎尾川ダムに対する公開質問状を提出していました。
 今回新しい知事となられる橋下氏はこの質問に以下のように回答しています。
 朝日新聞に報じられましたとおり、府庁は赤字隠しをしていました。
 その赤字隠しがなければ財政再建団体になっていたとこです。私は、まずは府庁改革、税金の無駄遣いのストップを行います。これまでの役人の論理、慣例に基づく支出は一切認めません。大阪府は破産の状態であることを府庁に認識させ、全ての補助金、事業を徹底的に見直します。府債の発行を抑え、限られた収入で、どの事業を残すのか徹底的に検証します。このことはダム事業でも全く同じです。ダム事業の効果を徹底的に検証し直し、大阪府が破産状態であることを前提にどうしてもその事業が必要であり、しかし、府債発行を認めず予算が足りないということであれば、職員の給料から財源を捻出してもらいます。私は府庁に怒っています。民間では、また家計では、収入は決まっており、その収入に合わせて支出をぎりぎりまで削っていきます。やりたくても我慢することが多いのです。一方、府庁は、予算が足りなければ安易に府債発行し、簡単に借金をして将来にツケを回しております。この体質をとにかく変えます。役人が小賢しい論理を振りかざしてくれば、机を蹴り上げ、ひっくり返してきます。そのためにも、ダム事業に関し、治水・利水の観点から、本当に必要性がないのか、効果がどのようなものなのか、府の負担と比べて費用対効果はどのようなのか、皆さん方から貴重なご意見を賜りたいと思います。事業全般について、0ベ-スで徹底的に見直し、役人と必要性の議論をす

る場合には、府民にも一般傍聴をしてもらい、役人の論理を徹底的に検証してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。
 以上です。

3500 億円の赤字隠しが発覚

新知事も言っているように 3500 億円もの赤字が隠されていたことがわかりました。本来返済すべき府債を赤字隠しのために借り換えて対応したもので、これを行わないと財政再建団体に転落したという極めて厳しい財政事情が明らかになりました。大阪府は違法ではないと言っていますが、このような事が横行すると新たな府債の借り入れで、府債は際限なく膨れあがることになり財政規律が守れなくなります。
 府の財政の実態は最早赤字団体に転落していると言っても過言ではありません。

このような時に、治水効果が極めて疑わしい榎尾川ダムは是非とも建設を中止させねばなりません。最早このような無駄金を使う余裕は無いと言うことです。

一度決めた公共工事は何のかんのと理屈を付けてこれを行うのが役人の習性です。市民が立ち上がってこのような暴挙を阻止せねばなりません。現在私たち榎尾川ダムの見直しを求める連絡会は、見直しを求める署名運動を展開中です。多くの署名を持って新知事に見直しを行うよう強く働きかけます。



互助会問題の経緯

予算委員会で質問(H16.3)

思えば平成16年3月の予算委員会で、私が互助会について質問したのが最初でした。

職員厚遇の見直しを要請(H17.2)

その後平成17年2月に近隣の有志議員を中心に『公金投入の見直しを求める議員の会』を結成し、互助会/健保等の職員厚遇を見直すよう大阪府市長会及び町村長会へ申し入れしました。

住民監査請求(H17.4)

平成17年4月に、互助会から市が支出した補給金の返還及び互助会からの脱会を求めて住民監査請求をしました。

監査結果で(H17.6)

市のOB監査委員の意見
事業内容及び負担割合について、社会的に公平と認められるよう見直しを図る意見をつけて、互助会への支給は違法とは認められない

現職市議の意見

退会給付金は福利厚生を逸脱し違法と意見が分かれた監査結果。

住民訴訟(H17.7)

監査結果を不服として住民訴訟

互助会事業検討委員会の答申(H17.9)

職員厚遇の批判を受けて設置された互助会事業検討委員会が公費を投入したいかなる退会時の給付も廃止の答申

相次ぐ駆け込み退職(H17.10)

退会給付金廃止の動きを受けて、制度廃止の前に駆け込み退職が相次ぎました。和泉市でも同じです。互助会の事務局長も同じく駆け込み退職したのはあきれました。退職後同じ仕事で再雇用している自治体もありました。

互助会退会給付金制度廃止(H17.11)

互助会は、多くの市民が退会給付金がヤミ退職金であるとの厳しい指摘に講じきれず、平成17年11月退会給付金制度を廃止し、職員に掛け金相当分(約620億円)を返還し、自治体にはその残り(約100億円)を返還しました。

大阪地裁判決(H19.12)

平成19年12月互助会住民訴訟の判決がありました。原告即ち私の敗訴でした。しかし判決の中味を見ると、互助会への補給金の内退会給付金に充てられた分については違法であるとしましたが、退会給付金制度廃止に伴い返還された清算金で損害は無くなっているとの判断で敗訴になったものです。



ヤミ退職金とは何だったのか

大阪府市町村職員互助会とは、市職員の福利厚生を大阪府内の自治体で合同して行うために作られた団体です。

掛金の4倍ものヤミ退職金を受給

従ってその事業内容はあくまで福利厚生に限るべきであるにも拘わらず、職員が退職するときに正規の退職金以外に数百万円の退会給付金を支給してきました。これがいわゆるヤミ退職金と言われるものです。

	退会給付金 (a)	掛金 (b)	倍率 (a)/(b)
1	9,715,526	2,047,398	4.75
2	8,464,549	1,934,226	4.38
3	7,211,209	1,803,915	4.00
4	7,402,438	1,913,958	3.87
5	7,113,104	1,794,687	3.96

この互助会には市から職員の掛け金の何倍もの補給金が税金から支出されていきました。その結果職員の掛け金の実の4倍も

の退会給付金を受けていました。上表が平成16年度の支給実績の一例です。最高額は1千万円にもなります。

制度の対象外の市長等の特別職も受給

この制度の根拠となる地方公務員法は特別職を対象としていないのですが、市長等特別職も同じように退会給付金を貰っていました。

これからの職員厚遇問題の課題

互助会問題が終わった後に残っているのが市町村職員の健康保険への市の支援です。共済法に従えば市と職員の掛金は1:1ですが、共済法が施行される以前からあった健保にはその比率が別に決める事が出来る事になっており、その結果がH17年迄は市2対職員1の比率となっていました。このような比率は国民健康保険や民間の健保でもあり得ない厚遇で、財政が厳しいこの時代に当然見直しが必要で、その後順次比率が改訂され、H20年度中には市1.1対職員1の比率になる予定です。ようやく厚遇の改善が果たされることとなります。



今回裁判の意味するもの

市の責任は重大

判決では、市からの互助会への補給金の内退会給付金の支給に当てられたと見られる約7割は違法と認定しました。

退会給付金制度発足からH16年までの補給金の累計は、大阪府全体で実に1685億円、この7割は1180億円で途方もない違法支出が続いていたこととなります。内和泉市分だけでも全体で36億円、違法分は25億円(推定)にもなります。この違法な補給金がヤミ退職金の原資として支出されていたのです。

住民訴訟では原則として1年前までしか請求が出来ない制約があるため、市が互助会に請求できる損害賠償額は限られますが、政治的にはこのような違法な支出が連綿と続いてきた行政の責任は免れません。府内のどこの市も同じようにしていたからと言ってそれは理由になりません。議員も私を含めこれを見逃した点では同罪です。

市長の責任(結果的に146百万円の損害賠償請求権を放棄)

もう一点、今回判決で注目すべきは現市長の責任です。市長は裁判中に仮に市から互助会への損害賠償が認められても、退会給付金制度廃止に伴い市に返還された清算金があるのでその限度で損害賠償を請求しないと陳述(実際は弁護士が陳述)したことです。いわゆる弁済の充当に合意したと言うことです。

退会給付金廃止に伴う清算金は、職員に掛金相当分を返還し(約620億円)その残りを自治体に返還したもので今回の違法な補給金の支出に伴う損害賠償とはなんの関係もない事です。寧ろ本来はこの返還は市と職員の掛金の比率で清算すべきであったのに、不当に低い額しか自治体には返還されなかったものです。同じ互助会の裁判で島本町の判決では「被告及び互助会の上記弁済充当の主張は、島本町の財政にとって、法律的、形式的にはともかく、実質的には不利益になると思える合意を訴訟代理人を通じて行い、それを抗弁とするものであり、住民訴訟における被告の訴訟行為としての妥当性という点では疑問の余地もあるが」と言っています。

市長は市の財産を適正に管理することが地方自治法で定められており、今回の行為はそれに抵触します。

又議会との関係でも問題があります。

同じく地方自治法では、債権を放棄するときは議会の承認が必要です。今回の市から互助会の損害賠償請求権は、確定した債権ではないものの、吹田の高裁判決(H16年、最高裁で上告棄却確定)や宇治市の判決等からも退会給付金の違法性が認められる可能性が高い状況にあり、損害賠償が認められた時の弁済充当に予め合意することは、法の趣旨からして予め議会の承認を求める又は相談することが、市と議会のあり方からして必要と考えます。その点で議会に何の相談もなく弁済充当に合意した行為は非難に値します。

和泉中央駅周辺開発計画進む

和泉中央駅周辺の土地の売却が進み、新しい計画(案)が次第に明らかになってきました。(各地区の事業は現時点で構想している数種の中の代表例を示したもので決定されたものではありません。)

昔は新しい市庁舎の建設も取りざたされ、シビックゾーンでの開発の可能性もありましたが、量販店、自動車販売店など雑多な商業ゾーンに落ち着きそうです。新しい和泉市の顔としては少なからず違和感も覚える開発です。



同時に和泉の南部の阪和道入口付近(あゆみ野)にスーパーショッピングセンター「モラージュ泉北」の計画も発表されました。核となるスーパーマーケット・シネマコンプレックスなど大型施設のほか約300の専門店が2010年春の開業を目指す大型ショッピングモール(駐車台数は約5500台の予定)で、新しい和泉市の姿を暗示するような最近の開発の決定です。



昌子の日記

- 1/6 府知事選公開討論会準備会
- 1/8 和泉中央駅会報配布
- 1/9 淀川水系流域委員会傍聴
- 1/10 子ども家庭サポーター会議
- 1/12 万葉講座新年会、紅茶セミナー
- 1/13 槇尾山初登り&署名活動、ダム新年会
- 1/14 成人式
- 1/15 和泉中央駅会報配布、ダム署名活動
- 1/16 和泉中央駅会報配布、事務所運営委員会
- 1/17 ソロプチ定例会、女性消防クラブ定例会
- 1/18 信太山駅会報配布
- 1/19 光明池清掃活動
- 1/22 和泉中央駅会報配布、産廃処理施設見学会
- 1/23 市政相談会
- 1/24 教育委員会傍聴
- 1/25 光明池駅会報配布
- 1/26-27 岩国市長選応援
- 1/28 北信太駅会報配布、ダム定例会
- 1/26 和泉中央駅会報配布、淀川水系流域委員会傍聴
- 1/30 和泉府中駅会報配布、大阪地裁(文化財裁判)
- 1/31 光明池駅会報配布、周産期医療勉強会



事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,300円(3か月分) 14-16時
- ・61回 3/8 万葉の動物たちパート 哺乳類
- ・62回 4/12 生駒山を恋ふる歌
- ・63回 5/11 万葉バスツアー(生駒、滝田の万葉歌碑を訪ねて)

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん
- ・2月13日(水)13時~16時
- ・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜 10時から12時、木曜 14時~16時
- ・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく、初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:~21:30